

**令和3年度
長浜市内部統制評価報告書**

長 浜 市

長浜市内部統制評価報告書

長浜市長 浅見 宣義は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長浜市長 浅見宣義は、長浜市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、長浜市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長浜市内部統制基本方針」（令和3年2月8日策定。令和4年3月5日改定。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見するものではありませんが、本市では、その目的を合理的な範囲で達成すべく、常に検証と改善を重ね、日常的かつ継続的な取組みへと発展させることで、適正な事務執行を確保し、市民の皆様から信頼される行政を推進してまいります。

2 評価手続

長浜市においては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、長浜市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制の重大な不備はありませんでしたが、その他確認された不備について、引き続き対応策の整備及び運用に取り組み、再発防止に努めてまいります。

令和4年7月13日

長浜市長 浅見 宣義

**令和3年度
長浜市内部統制評価報告書
(附属資料)**

目次

第1 長浜市における内部統制制度の概要

- 1 長浜市内部統制基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 取組の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 運用のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2 令和3年度の内部統制制度に関する取組

- 1 全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制・・・・・・・・4
- 2 内部統制の整備と運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 全庁的な内部統制の具体的な取組・・・・・・・・・・5
- 4 業務レベルの内部統制の具体的な取組・・・・・・・・5

第3 全庁的な内部統制の評価

- 1 全庁的な内部統制の評価手法・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 全庁的な内部統制の評価結果・・・・・・・・・・・・・・6

第4 業務レベルの内部統制の評価

- 1 業務レベルの内部統制の評価手法・・・・・・・・・・・・16
- 2 業務レベルの内部統制の評価結果・・・・・・・・・・・・16

第5 総括

- 1 重大な不備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

令和3年度長浜市内部統制制度評価の概要

第1 長浜市における内部統制制度の概要

(「長浜市内部統制基本方針に基づく業務リスク管理実施要領」より抜粋)

1 長浜市内部統制基本方針

長浜市内部統制基本方針

市民福祉の増進を図ることを組織目標として、事務の適正な執行を確保するため、地方自治法第150条第2項の規定に基づく内部統制の基本方針を定め、市民に信頼される行政運営の確立に取り組みます。

1 内部統制の目的と取組

(1) 法令遵守

『長浜市不祥事根絶宣言』のもと、法令遵守による適正な業務遂行、公益通報制度の活用を通して、コンプライアンス推進に組織を挙げて取り組みます。

(2) 情報管理

個人情報を含めた業務執行に関する情報を、条例及び関連法令等に従い適切に保存・管理します。

(3) 財務規律の確保

財務規則等に基づき、適正な予算執行を行うとともに、財務情報（予算、決算、財務書類4表、財政見直しなど）の適切かつ分かりやすい報告を行います。

(4) 資産保全の確保

「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」を実現するため、財産管理規則等に基づき適正に資産を管理するとともに、有効かつ効率的な資産の利活用や処分等を推進します。

(5) 効果的な職務執行

経営理念を明確化するとともに、その実現のための方針を策定することで、業務の有効性及び効率性を確保します。

(6) 自己管理

職員はその能力を最大限発揮できるよう、積極的に心身の健康の維持・向上に努めます

2 内部統制の対象事務

(1) 財務に関する事務

(2) その他市長が必要と認める事務

3 内部統制の有効性の確保

全庁的な推進・評価体制を構築し、内部統制の整備及び運用に取り組みます。また、内部統制をより効果的に推進していくため、監査委員との情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

令和4年3月5日

長浜市長 浅見 宣義

2 取組の趣旨

今後の人口減少社会において、限られた行財政資源(人員や財源等)で、多様化・高度化する市民ニーズに対応した行政サービスを安定的・持続的に提供していくためには、法令等を遵守した適正な業務執行と効率的かつ効果的な行政運営が必要不可欠です。

そのため、地方自治法に基づく内部統制の取組として、職場で発生する業務上のリスクを想定し、あらかじめ対応策を講じることで適正な業務執行を確保するとともに、一連の取組を通じて、業務の効率化や業務目的の効果的な達成等により働きやすい職場環境を実現し、市民の皆様から信頼される行政運営の確立を目指して取り組むものです。

3 基本的な考え方

本市では、平成27年度から独自の業務リスク管理として、定められたルールに基づいて業務を遂行しているかを管理・記録し、その評価を行う取組を行ってまいりましたが、地方自治法の改正により内部統制制度が法制化されたことから、新たに重点的に取り組む事項を設定し、リスクを想定して事前に対策を講じるなど、リスク対策を強化するとともに、モニタリングの実施等により取組の実効性を高めることで、リスクを想定して業務をコントロールする仕組みへと転換し、リスクの未然防止と発生時の影響の抑制を図ります。

<目的>

- (1) 重大な事故の未然防止
重大事故の背後には多数の小さなミスが存在。早めにリスクの芽を摘む。
- (2) 業務の有効性や効率性の確保
最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化(地方自治法第2条第14項、第15項)
- (3) 不適正事務処理の改善及び法令等の遵守
法令等遵守義務(地方自治法第2条第16項、地方公務員法第32条)
- (4) 財務報告等の信頼性確保と資産の保全
予算・決算、財務諸表、健全化判断指標等

<効果>

- ・信頼される長浜市の実現
- ・効果的なサービスの提供
- ・働きやすい職場環境
- ・不祥事防止策としての機能

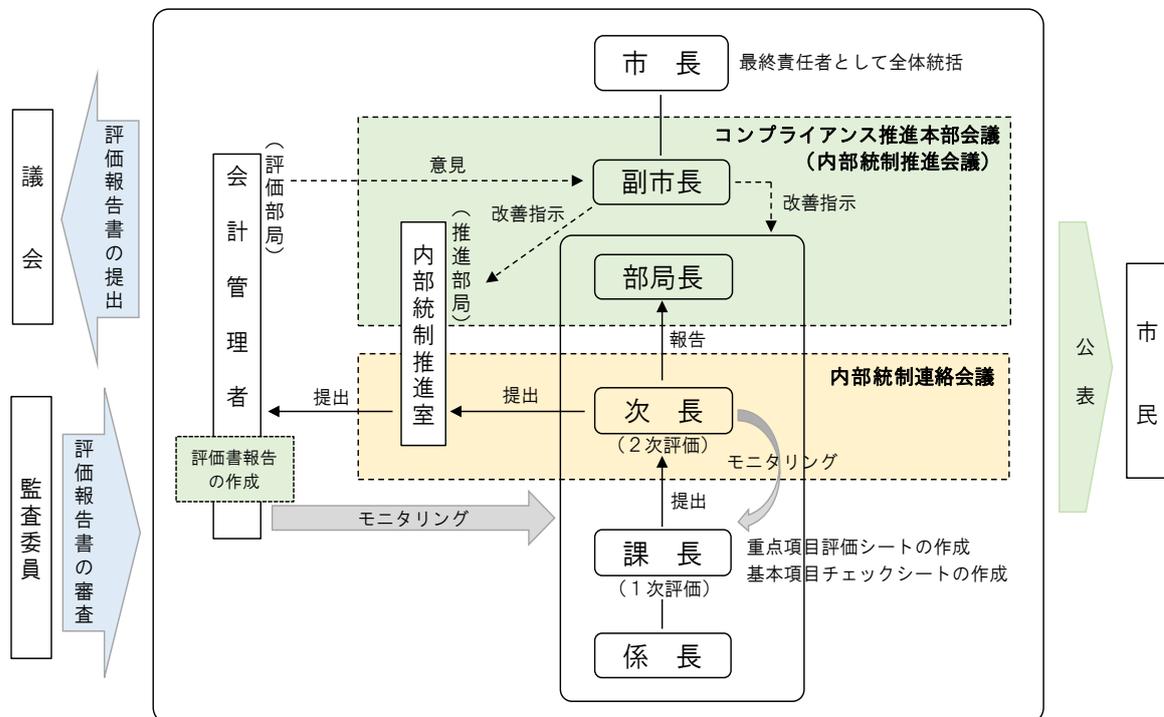
4 実施体制

役職等	主な役割と内容	
市長	最終責任者	・基本方針の策定、内部統制の実施
副市長	実務的な責任者	・体制・運用の整備、改善の指示
コンプライアンス推進本部会議	部局長による会議	・内部統制の推進に関する重要事項の決定等
部局長	各部局の責任者	・各部局の内部統制の総括
内部統制連絡会議	次長等による実務者会議	・リスク事案や取組の共有、対策の検討等
次長	各部局の実務的な	・部局内のリスクマネジメント(部局の

	責任者	取組方針策定、情報共有、改善指示、モニタリング等) ・重点項目評価シート、基本項目チェックシートの評価
課長	各課の責任者	・課内のリスクマネジメント(課の取組方針策定、情報共有、改善指示等) ・重点項目評価シート、基本項目チェックシートの作成
係長	各部局の実務的な責任者	・係内のリスクマネジメント(係のリスク対策、業務改善等)
総務課内部統制推進室	内部統制推進部局	・体制の整備・運用の推進 ・各シートの取りまとめ
会計管理者	内部統制評価部局	・体制の整備・運用に関する独立的評価 ・評価報告書の作成

内部統制基本方針に基づく業務リスク管理の適用範囲は、市長部局、農業委員会事務局、議会事務局及び教育委員会事務局とし、出先機関、施設及び教育機関等のリスク評価は、各所管課(管理原課)の課長が行うこととします。

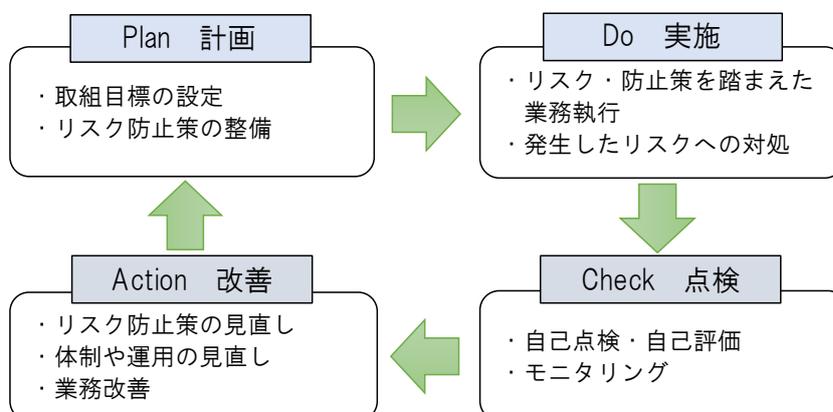
5 管理体制



6 運用のフロー

毎年4月1日から翌年3月31日までを対象期間とし、PDCAサイクルによる内部統制体制により取り組みます。

<各所属における取組イメージ>



第2 令和3年度の内部統制制度に関する取組

1 全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制

内部統制の整備については、全庁的な内部統制の整備と業務レベルの内部統制に分けて、それぞれの有効性を評価することとされています。

(1) 全庁的な内部統制の評価

全庁的な規則や指針等が内部統制の目的を達成するために適切なものとなっているか評価します。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

全庁的な内部統制に基づく具体的な取組が、業務レベルの内部統制です。

内部統制推進部局が共通リスク項目(基本項目40及び重点項目12)の一覧を作成し、基本項目については、不備が発生する度に改善策を講じ、四半期に1回評価を行います。重点項目については、年度当初にリスクの識別と未然防止策を策定し、中間点検時及び年度末に不備の有無及び改善策の評価を行います。

2 内部統制の整備と運用

(1) 内部統制の整備

内部統制の整備とは、基本方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内の全ての部署においてリスクに対応するために規則、規程、マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用することをいいます。

(2) 内部統制の運用

全庁的及び業務レベルの内部統制が整備されていたとしても、それらが意図したとおりの効果を発揮せず、結果として不適切な事務が発生してしまう場合があります。

ます。

これを運用上の不備とし、各所属単位で再発防止策を講じ、評価対象期間における運用状況の評価を行います。

3 全庁的な内部統制の具体的な取組

全庁的な内部統制体制については、ガイドライン別紙1の「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」において、全庁的な評価項目として、「①統制環境」、「②リスクの評価と対応」、「③統制活動」、「④情報と伝達」、「⑤モニタリング」、「⑥ICTへの対応」が示されています。

本市では、これらの評価項目を念頭において、全庁的な内部統制の整備に取り組みました。

4 業務レベルの内部統制の具体的な取組

所属単位で、各リスク管理シートを用いて、次のとおり取り組みました。

(1) リスクの抽出(全庁共通)

・基本項目チェックシートで評価する項目(財務事務を中心とした9分野40項目)

不適正事案が発生する度に直ちに改善策を講じ、再発防止を図ることを目的として、過去の不適正事案の発生状況や監査委員からの指摘事項を基に設定したものです。(P16～P18 「2 業務レベルの内部統制の評価結果」の『基本40項目に関する不適正事案発生件数』の一覧に示すリスク項目参照。)

・重点項目評価シートで評価する項目(重点的に取り組む12項目)

基本項目のうち重要度、影響度、発生度が高く、さらに重点的に取り組むもので、主にリスクの未然防止を図ることを目的として以下の項目を設定しました。

【①入札の中止・落札決定の取消し、②契約書の不備、③入札情報の漏えい、④証明書等の発行誤り、⑤個人情報の漏えい・紛失、⑥コンピュータウイルスの感染、⑦補助金の交付誤り、⑧支払の遅延、⑨施設管理の不備、⑩債務管理の不備、⑪公用車の事故、⑫業務管理の不備による業務停滞】

(2) 各リスク管理シートに基づく取組の実施

・基本項目チェックシートに基づく評価の手順

- ①所属長は、予め定めた基本40項目について、所属職員からの報告や審査部署からの指摘により不適正事案の発生が発覚した場合は、その内容、その発生原因及び再発防止策をシートに記入(1次評価)。
- ②部局次長は、四半期毎に部局の取組結果を総括評価(2次評価)し、シートに記入して内部統制推進部局に提出。
- ③評価部局は、各部局から提出された評価シートに基づき最終評価を実施。

・重点項目評価シートに基づく評価の手順

- ①重点項目については、年度当初に各所属においてリスクの分析を行い、予

め抽出したリスクに対して有効な未然防止策を策定し、シートに記入。

- ②所属長は、年度末に、未然防止策を講じた重点項目について、不適正事案の発生状況等により未然防止策の整備・運用状況を自己評価(1次評価)し、シートに記入して部局次長に提出。
- ③部局次長は、部局内の各課の取組状況の総括評価(2次評価)を行い、シートに記入して、内部統制推進部局に提出。
- ④評価部局は、各部局から提出された評価シートに基づき、年度末に最終評価を行い、シートに記入。[資料参照]

(3) モニタリング(中間自己点検)の実施

- ①所属長は、各所属における上半期の取組状況について、評価シートに基づき自己点検を実施。必要に応じ未然防止策や改善策を修正。
- ②部局次長は、各所属の点検結果を評価し、未然防止等に修正が必要な場合は各所属長に指示。評価した点検結果は、内部統制推進部局に提出。
- ③内部統制推進部局は、点検結果をとりまとめ、未然防止策等の修正等を確認。必要に応じ所属に対するヒアリングを実施。
- ④評価部局は、総括評価を実施。

(4) その他

- ①業務リスクに関する研修会を係長職向けに実施。(年1回)
- ②個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する研修等を適宜職員向けに実施。
- ③監査委員との意見交換及び実施状況を報告。

第3 全庁的な内部統制の評価

内部統制の不備の有無の把握を行い、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行いました。

1 全庁的な内部統制の評価手法

全庁的な内部統制に関する事項については、ガイドラインの別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」の28の評価項目について、内部統制の体制及び関係例規等(条例、規則、マニュアル等)の整備状況等に基づき、評価基準日(令和4年3月31日。以下同じ。)における不備の有無を把握し、内部統制評価部局で評価しました。

2 全庁的な内部統制の評価結果

ガイドラインの評価項目に基づき、本市の全庁的な内部統制の取組に関して、内部統制推進体制及び例規整備の状況等から俯瞰的な確認を行った結果、本市の取組は全ての評価項目に対応していることから、評価基準日における整備状況は有効に機能していると評価しました。

評価項目ごとの本市の取組状況については、以下のとおりです。(P7～P15)

○全庁的な内部統制の評価項目及び本市の整備状況

要素	評価の基本的な考え方	評価項目	本市の整備状況・概要	評価結果
統制環境	1 長は誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長浜市職員倫理規程」を制定し、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めている。 ○「長浜市内部統制基本方針」において、内部統制体制の整備及び運用を推進することを定めている。 ○市長統括のもとコンプライアンス推進本部会議、内部統制連絡会議等を組織し、内部統制を推進している。 	不備なし
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を「長浜市職員倫理規程」に定め、これを公示している。 ○「長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例」により法令遵守、倫理保持を市長、職員の責務と定めている。 ○“コンプライアンス意識を高める”“活気に満ちた組織をつくる”“不祥事を起こさない仕組みをつくる”ことを3つの柱とした「不祥事根絶宣言」のもとコンプライアンスの推進に組織を挙げて取り組んでいる。 ○法令の遵守や社会規範に則った行動等を掲示した「コンプライアンスハンドブック」を作成し、不祥事防止及び市職員として自覚ある行動の徹底等を促している。 ○職員が職務の従事に際して守るべき基本的義務として「長浜市職員服務規程」を定めている。 	不備なし
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価制度において、服務規範や法令、社会規範に関する評価等を行っている。 ○職員に法令違反や職務上の義務違反等があった場合には、「長浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」等に基づき、責任の程度に応じて、任命権者がその職員の道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として処分を行っている。 ○「長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例」等により職務上の行為又は市の行政運営に関し、法令違反行為等があると思慮し、通報の必要があると認めたときは、公益通報ができる体制を整備している。 ○コンプライアンス推進本部会議を設置し、コンプライアンス違反等が発生した際は、事案の報告を受け、対策を検討する体制となっている。 ○事務処理ミス・事件事故等が発生した場合の対応フロー、公表基準を「内部統制基本方針に基づく業務リスク管理実施要領」(以下「内部統制実施要領」という。)等に基づき整備している。また、内部統制の取組の中で、 	不備なし

		各所属における再発防止、事務の点検・改善等の取組につなげる仕組みとしている。	
2 長は内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長浜市事務分掌条例」及び「長浜市行政組織及び事務分掌規則」等に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるための部局を置き、当該事務を処理するために必要な組織を設置している。また、必要に応じこれらを見直している。 ○「内部統制実施要領」に基づき、市長統括のもとにコンプライアンス推進本部会議、内部統制連絡会議、内部統制推進部局、評価部局を設置し、また各部局内で推進する役割を明確にする等して、内部統制を推進する体制を整備している。 ○「長浜市定員適正化計画」では限られた経営資源の中での効率的・効果的な執行体制の推進を検討している。 ○本市政の基本となる「長浜市総合計画」では、中長期的な戦略及び重点的に推進すべき政策を定めており、施策の実施に合わせ、重点的に配置すべき人員配置についても、適宜検討している。 	不備なし
	2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を「長浜市事務分掌条例」及び「長浜市行政組織及び事務分掌規則」等により定め、権限、役割の分担を明確にしている。 ○「長浜市事務決裁規程」により職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、責任体制の確立と組織的・能率的な処理を図っている。 ○市の重要な施策の方針決定、周知、総合調整、情報・意見の交換を行う場として、定例的に庁議を開催している。 また、各種会議に関する規定等により、それぞれの目的、役割等を定めている。 ○「内部統制実施要領」を定め、内部統制を推進するための管理体制、各役職における役割等を明確にしている。 	不備なし
3 長は内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長浜市職員の採用試験及び選考に関する規則」等に基づく試験・選考の実施により、適正な能力実証のもと、採用候補者名簿に登載された候補者から任用を行っている。 ○人事異動については、人事評価、経験等に加え、自己申告制度による保有資格の申告や職務、昇進の希望等を確認することで個人の能力を最大限活かし、適正かつ効率的な業務執行を実現するための異動を行っている。 ○「長浜市定員適正化計画」により、安定した行政サービスの維持に必要な職員数について検討し、職員の適正配置に取り組んでいる。 ○職員の能力開発やキャリア支援を図るため、毎年度、研修計画を策定して計画的かつ適正に研修を実施している。また内部講師によ 	不備なし

			<p>る研修を実施することで、人材の有効活用を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンター制度を導入することで、新規採用職員には1年間日常的に指導、支援を行っている。 ○人材育成の基本的な考え方を示した「長浜市人材育成基本方針」作成している。職員が目指すべき人材像を明確にするとともに、職員のキャリア段階に応じた階層別研修、業務遂行に必要な研修等を適宜行っている。 	
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価制度の浸透と確実な実施のため、毎年度人事評価制度実施要領を定めて周知するとともに、評価者研修を実施することで、適正な評価を図っている。 ○人事評価制度では、業務に関する目標管理を行うほか、職位に応じた役割やあるべき姿を明示することで、求められる職責を理解させるとともに、専門知識、コンプライアンス、業務推進力、人材育成力等の面から能力評価も行っている。 <p>また、これらの人事評価の結果を、昇給に反映させることで、意欲向上に向けた動機付けを図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に法令違反や職務上の義務違反等があった場合には、「長浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」等に基づき、責任の程度に応じて、任命権者がその職員の道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として処分を行っている。 	不備なし
リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長浜市定員適正化計画」により、安定した行政サービスの維持に必要な職員数について検討し、職員の適正配置に取り組んでいる。 ○「長浜市人材育成基本方針」により、職位に応じた基本的な役割を定め、多様な人材を確保・育成するとともに、業務執行、職務経験、人事評価、研修を連携させながら人材育成を図っている。 ○「内部統制実施要領」に基づき、内部統制を推進するための管理体制、各役職における役割等を明確にしている。 	不備なし
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「内部統制実施要領」等でリスクの評価と対応のプロセスを明示している。また内部統制推進部局が当年度の取組要領を作成し、年度当初に各部局に必要な取組を依頼する。 ○各所属は依頼に基づき、「重点項目評価シート」及び「基本項目チェックシート」等により組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析、評価し、適切な予防策、対応策を整備している。 ○各シートは四半期ごと又は年度末等に所属長が部局の次長職に評価を受け、内部統制推進部局に提出。評価部局が評価し、また内部統制連絡会議において情報共有を図っている。 	不備なし

		○発生した事故のうち特に重大なものについては、「不適正事案等報告書」により、より詳細に分析、評価し、対応フローに従って報告する仕組となっている。	
5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを説明し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	○過去に発生したミス及び監査の指摘事項等を基に、財務事務を中心としたリスクを網羅的に抽出した40項目の共通リスク項目一覧を、内部統制推進部局が作成している。不備が発生した場合は、「基本項目チェックシート」により、要因、改善策を各所属で記録し、四半期ごとに部局の次長職等が評価している。 ○リスクの内、特に重要度、影響度、発生度が高い12項目を予め共通の重点項目として定め、「重点項目評価シート」により未然防止策を各所属で整備し、年度末には不備事項、改善策等を評価している。	不備なし
	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する。 2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する。 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	○「内部統制実施要領」等に基づき、各部署で以下のプロセスを実施している。 1) チェックするリスク項目自体、過去の事務処理ミス及び全庁的なミス等に基づき抽出している。 2) 重点的に取り組む12項目については、発生の可能性、影響度、重要度を事前に「高・中・低」の度合で識別している。 3) 基本40項目については、不適正事案が発生する度に所属長が対応策を記録し、部局の次長職が評価する。重点12項目については、未然防止策を所属ごとに事前に策定し、年度末に整備・運用面から自己評価及び評価者評価を行う。 4) 上記(3)で記載のとおり、項目ごとに具体的な対応策を整備し、評価者が実効性、有効性等を評価する体制となっている。	不備なし
	5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	○策定された対応策については、必ずいずれかの評価者が評価する仕組となっており、過剰な場合等見直しが必要な場合は、修正指示される。 ○各所属において行う中間点検(モニタリング)で、対応策の効果等を検討し、必要に応じ見直しを行っている。 ○レベルの異なる全ての項目に均等に同様の方法を実施するのは効率的ではないため、重要度、影響度、発生度に鑑み、特に重点的に取り組む項目を定め、「重点項目評価シート」により、発生前の予防の段階から管理する仕組みとしている。 ○重点項目については、年度末に対応策の自己評価、評価者評価を行い、不備のあるものはさらに改善策を策定する。 ○プレスに資料提供をする程度の不適正事案については、モニタリング実施時期に、対応策が機能しているか、同様のミスが発生していないか等を推進部局及び評価部局でヒア	不備なし

			リングしている。	
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	<p>○過去に発生した不祥事に端を発し、法制化以前から独自に取り組んでいる業務リスク管理が、現在の基本方針及び内部統制実施要領に基づく内部統制の取組に繋がっている。</p> <p>○過去に生じたミス、不正等を基に内部統制推進部局が共通リスク項目を抽出している。それらのリスク項目に対して不適正事案が発生した際は、所属長に報告し、各所属で即時に改善策を整備し、記録する仕組みになっている。</p> <p>また、特に重大な不適正事案については、所定のシートにより経過、要因、対応、改善策を即時に報告する仕組みとなっている。</p> <p>○影響度、発生度が高く、特に重点的に取り組む12項目については、年度当初に各所属で未然防止策を策定し、事後に評価する体制を整備している。</p> <p>○内部統制連絡会議や部局経営会議等を通じ、不適正事案は庁内全体で共有し、各部局で事務改善に繋げるとともに、重大な事案は積極的に公表する方針としている。</p> <p>○リスク管理研修を実施し、内部統制の浸透を図っている。</p> <p>○組織の自浄作用の向上を図ることを目的として「長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例」に基づき、公益通報制度を運用している。</p>	不備なし
統制活動	7 組織はリスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	<p>○「内部統制実施要領」に基づき、基本40項目については、「基本項目チェックシート」により、事案が発生する度に改善策等を記録し、四半期に一度部局の次長職が評価、内部統制推進部局に提出することになっている。</p> <p>○重点12項目については、「重点項目評価シート」により、年度当初に各所属で未然防止策及び削減目標を策定し、内部統制推進部局に提出。中間点検で見直しを検討し、年度末には整備・運用面から自己評価、次長評価のうえ内部統制推進部局に提出、さらに評価部局が総括評価を行っている。</p> <p>○いずれの取組も報告されるシート等により、内部統制推進部局において各所属の実行状況を確認している。</p>	不備なし
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	<p>○「内部統制実施要領」に基づき、内部統制を推進するための管理体制、各役職における役割、実施内容等を明確にしている。</p> <p>○「長浜市事務決裁規程」により職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、責任体制の確立と組織的・能率的な処理を図っている。証明関係や定例的な決裁案件については、係長が決裁権者となり効率的に処理する。</p> <p>○「長浜市文書管理規程」に基づき、文書取扱主任を指名し、文書審査等の責務を明確化</p>	不備なし

		<p>している。</p> <p>○財務、契約、会計、財産管理等の各例規を整備し、統制を図っている。また、適正な事務運用に向け、必要に応じ各所管課から規定の周知、事務改善等を通知している。</p> <p>○「長浜市定員適正化計画」により効率的、効果的な職員配置を行っている。</p>	
8 組織は権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	<p>8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。</p> <p>1) 権限と責任の明確化</p> <p>2) 職務の分離</p> <p>3) 適時かつ適切な承認</p> <p>4) 業務の結果の検討</p>	<p>○「内部統制実施要領」に基づき、内部統制を推進するための管理体制を整備。全体を掌握し運用を整備する会議、内部統制を実施する部門、評価する部門、推進する部門等を分離し、それぞれの責任を明確にしている。また、各部局内でも各役職における役割、実施内容等を明確にしている。</p> <p>○地方自治法の規定に基づき、長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を「長浜市事務分掌条例」及び「長浜市行政組織及び事務分掌規則」等により定め、「長浜市事務決裁規程」により職員の職務権限及び事務の決裁手続を定めている。また、「市長の専決処分事項の指定について」により、市長の専決処分の範囲を定めている。</p> <p>○行政機関への委任及び補助執行に関する各規則により、市長の権限に属する事務の一部を委任し、補助執行させることを定めている。</p> <p>○「地方公営企業法の規定を適用する事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を会計管理者に行わせる条例」等により、出納その他の会計事務及び決算に係る権限を定めている。</p> <p>○「長浜市職員の人事評価に関する規程」等に基づいた人事評価制度により、業績、能力の評価を自己、管理職、人事担当部局で行っている。</p> <p>○「長浜市総合計画」を始めとする各種計画における施策、事業の進捗管理、成果等の評価を随時行っている。</p>	不備なし
	<p>8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。</p>	<p>○各職員は「基本項目チェックシート」により、不適正事案が発生した際は所属長に報告する。その後所属長を中心に要因、改善策を記録し、部局の次長職が評価する。さらに四半期ごとに内部統制推進部局に提出、内部統制連絡会議にて情報共有している。</p> <p>○特に重点的に取り組む項目については、各所属で「重点項目評価シート」により未然防止策を策定し、推進部局に報告する。中間点検を経て、年度末には年間の取組に対して、整備・運用面から不備の有無を各所属長、部局次長職、評価部局がそれぞれ評価する。</p> <p>○各所属はこれらの「内部統制実施要領」に基づく取組を通し、年間を通じて、担当者からの報告、必要な対応策の策定、是正措置の遂行、事後評価を行っている。</p>	不備なし

情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長浜市事務分掌条例」等により、権限と責任の明確化、職務の分離を行い適正な事務の執行を確保している。 ○「長浜市文書管理規程」により、行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織に関する基本的な事項を定め、行政文書の適正な管理を図っている。 ○「長浜市文書管理規程」により、全文書の審査、指導、保管等を中心的に処理する文書取扱主任を指名する等して、適正な文書管理の推進を図っている。 	不備なし
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○各附属機関等における外部委員の選任及び公聴会の実施等により外部からの情報、意見を聴取し、施策、事業の遂行に活用している。 ○広報紙、ホームページを通じた意見聴取、庁舎内意見箱の設置及び市民意識調査の実施等様々な手段で寄せられる、市民からの意見・要望等を聴取し対応することで、事務改善及び市民満足度の向上につなげている。 ○市民生活に関わる条例、主要な計画を策定する際は、広く意見を聴取（パブリックコメント）することを原則としている。 	不備なし
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な個人情報の管理を目的とした「長浜市個人情報保護条例」及び「長浜市個人情報保護条例施行規則」等を定め、管理している。 ○各所属で個人情報保護管理責任者を選任し、適切な個人情報の保護を推進している。 ○「個人情報保護審査会規則」に基づき、外部有識者で構成される個人情報保護審査会を設置し、個人情報保護の推進を図っている。 ○「長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程」等により保有する情報及び情報システムに関するセキュリティ対策を総合的かつ具体的に規定している。 ○「長浜市個人情報事務取扱要領」により、個人情報の取扱の基本ルールを定め、適正な情報管理に努めている。 ○情報セキュリティ、個人情報の取扱については、毎年集合研修又はeラーニング研修等を実施することにより、各職員の認識レベルの確認と適正な知識を深めている。 ○情報セキュリティに関しては、情報部門による内部監査及び全職員を対象とするセキュリティテストにおいて、情報セキュリティ対策に対する認識や実施状況を確認するとともに、月に1回各所属で情報資産管理台帳の確認・報告を行っている。 ○特定個人情報の管理については、年に一度の管理票の提出により、担当部署及び管理部門双方で保管状況等の確認を行っている。 	不備なし
	10 組織は、	10-1 組織は、作成さ	○庁内グループウェアのインフォメーション、回	不備

	<p>組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。</p>	<p>れた情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。</p>	<p>覧レポート機能等により全庁的な情報共有を行うシステムを整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全庁的に共通する事務に関するマニュアルや通知等は、適時閲覧できるよう、庁内グループウェアの文書管理機能に保管している。 ○定期的な庁議等を開催することにより、重要な情報の全庁的な情報共有、各所属への情報伝達が行われる。 ○文書管理システムにより、公文書の適正な保管と活用の推進を図っている。 ○庁舎内に文書中央集配所を設置することで、收受した外部からの郵便を、庁内各部署へ配布するとともに、毎日本庁・各支所間で文書の集配を行っている。 	なし
		<p>10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公平・公正な職務執行と市政運営の透明性を図るために、「長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例」及び「長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例施行規則」を定め、内部通報制度を設けている。 ○同条例等では、通報した者が不利益な取扱いを受けないよう通報者の保護に関する規定を定め、通報又は相談をしたことによって不利益な取り扱いを受けた場合は、公益通報委員会にその旨を申し出ることができるようになっている。 	不備なし
モニタリング	<p>11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立の評価を行っているか。</p>	<p>11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立の評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○少なくとも四半期に一度は、各部局次長職、内部統制評価部局、推進部局をメンバーとする内部統制連絡会議を開催し、実施状況を報告するとともに、意見交換を行い、制度運用面で不備がある場合は是正する。 ○「内部統制実施要領」に基づき、年に1回内部統制に関するモニタリングを実施。各所属で行った中間点検を基に、主に整備不備がある場合は改善する。また、内部統制推進部局は内容等を確認し、必要に応じヒアリングを実施。評価部局は、制度全体の運用を含めた総括評価を行う。 ○支出命令等の審査業務及び「長浜市事務決裁規程」に基づく決裁・合議等、事務執行の中で日常的に検査、確認を行っている。また、予算、決算、金銭の出納保管その他の会計事務、契約、財産・情報管理等の各事務に関して、各例規で詳細なルールを定め、それに基づき統制的に運用している。この中で、各所属は不適正事案が発生した場合は、リスク管理の対応策を再確認し、十分に機能していない場合は、必要に応じ対応策を見直している。 	不備なし
		<p>11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、そ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各所属で把握した支出処理、財産管理、情報管理等に係る不適正事案及び監査委員から指摘のあった事項は、内部統制におけるチェックシート等の取組を通じて、所属長、部局次長、評価部局、推進部局に報告される。 	不備なし

		の対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	さらに、内部統制の取組の中で改善策の策定及び評価を行っている。 また、全庁的に発生し重要度の高いリスクについては、次年度のリスクチェック項目として設定し、内部統制のPDCAサイクルの中で管理していく。 ○内部統制の整備・運用状況等については、適宜監査委員に報告し、意見交換を行っている。 ○監査委員による例月監査の結果は、会計管理者が直接報告を受け、指摘事項は内部統制推進部局にも報告される。定期監査の結果は、監査委員事務局から各所属に直接結果が報告され、必要に応じ対応策等を報告する。 ○情報セキュリティに関する内部監査の結果は全庁的に共有し、全職員の情報セキュリティに関する認識を深めている。	
I C T への 対応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	○情報セキュリティに関する統一かつ基本的な方針を実行に移すため、「長浜市情報システム運用管理規程」、「長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程」及び「長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程」等を定めている。 ○市民と行政、それぞれの視点を取り入れ、情報通信技術の最新動向も踏まえつつ、本市が抱える課題解決に対し、計画的・効果的に施策を進めていくため、「長浜市ICT利活用プラン」を定めている。 ○市長を本部長としたデジタル行政推進本部を設置し、全庁的な推進体制を構築している。 ○情報化による市民の利便性の向上及び行政運営の改善を推進するため、『デジタル行政推進局』を設置している。 ○市民の利便性向上及び事務の能率化を図るため、「電子申請ハンドブック」を作成し、行政手続きのオンライン化を推進している。	不備なし
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	○情報システムの導入に関しては、「長浜市事務決裁規程」に基づき、情報担当部局の合議が必要であり、また、予算検討時には情報システムの調達に係る諸計画について、情報担当部局のヒアリングを受け、決定する。 ○組織内の情報セキュリティの確保と積極的なICTの推進を図るため、各所属にICT推進リーダーを選任している。	不備なし
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	○「長浜市情報システム運用管理規程」、「長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程」及び「長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程」により外部委託する場合の措置等を定めている。 ○外部事業者へ委託契約を行う際は、契約書に「長浜市個人情報保護条例」及び「個人情報取扱特記事項」(契約書に別記として添付)を遵守するよう明示している。	不備なし

	<p>12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。</p>	<p>○「長浜市情報システム運用管理規程」、「長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程」及び「長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程」により、情報資産のセキュリティ管理に関すること全般を定めている。</p> <p>○各所属における情報セキュリティ対策の実施状況や有効性を確認するため、情報セキュリティ内部監査を実施している。</p>	<p>不備なし</p>
--	---	---	-------------

第4 業務レベルの内部統制の評価

内部統制の不備の有無の把握を行い、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行いました。

1 業務レベルの内部統制の評価手法

業務レベルの内部統制については、業務に伴うリスクについて、各所属でPDCAサイクルに基づく取組を進めています。具体的な手順としては、P5「(2) 各リスク管理シートに基づく取組の実施」のとおりであり、各部局において「基本項目チェックシート」及び「重点項目評価シート」に基づき、対応策を整備、運用し、自己評価を行い、さらに内部統制評価部局が総括評価を行いました。

2 業務レベルの内部統制の評価結果

(1) 整備状況

予め定めた共通リスク項目に対して不適正事案が発生した場合は、「基本項目チェックシート」により、各所属においてその要因を分析し、改善策を策定、さらに事後評価を行う取組となっていますが、発生した690件の不適正事案全てについてそれらのサイクルが適用されており、有効に整備されていると判断しました。

また、リスクの未然防止を図ることを目的とする、「重点項目評価シート」の共通12項目については、全ての所属において事前に未然防止策を策定しました。年度末に整備・運用面から不備の有無を評価したところ、結果として不適正事案が発生した項目については、整備した予防策が不足していたのではないかと、うまく機能していなかったのではないかとという点で「不備有り」と評価している所属もありましたが、いずれも是正されており、評価基準日において有効に整備されていると判断しました。

(2) 運用状況

基本項目の40のリスク項目については、690件の不適正事案が発生しましたが、令和2年度の891件と比較すると減少しました。

重点項目の12のリスク項目については、事前に策定した未然防止策に対して年度末に運用上の不備があったと評価した所属は、延べ57課(室)でしたが、いずれも改善策が策定されています。

比較的重大な不備としては、プレスに資料提供した案件が6件ありましたが、発生した所属においていずれも要因分析のうえ改善策が報告されています。

また、これらの事案は発生所属における対応のほか、定期的に内部統制連絡会議において情報共有し、全庁的な再発防止に取り組んでいます。

以上、不備が全くなかったとは言い難い状況ではありますが、いずれも是正措置が図られていること、プレス会見を行うような影響度の高いリスクは発生していないこと等から、内部統制の運用における重大な不備には該当しないと判断しました。

なお、評価項目ごとの本市の取組状況については、以下のとおりです。(P17～P18)

○基本40項目に関する不適正事案発生件数

	基本リスク項目			発生 件数	是正 件数
	大分類	中分類	小分類		
1	入札・契約 事務	不適切な入札執行	・入札の中止、落札決定の取消し	8	8
2			・入札情報の漏えい	0	0
3		不適切な契約の締結	・契約書の不備	7	7
4			・契約及び変更契約を交わさない発注 ・契約書の事後作成(契約日の遡及)	8	8
			その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	8
5	準公金の 取扱	準公金の不適正 経理	・出納事務の手続き誤りや金額誤り、事務 遅延など	0	0
6			・通帳、印鑑、現金、書類の紛失、管理不備 など	0	0
		その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	0	0
7	補助金事 務	不適當な補助金 交付決定	・事務遅延による交付決定の遅れ、交付決 定日の遡及	2	2
8			・補助金の交付誤り	0	0
		その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	8	8
9	収入・支出 事務	不十分な検収	・業務未完了や実績報告書の不備の状態 で支払いを行おうとした場合、又は支払っ た場合など	3	3
10		不適切な支払事 務	・支払の遅延	55	55
11			・振込エラー	37	37
12			・源泉徴収漏れ、源泉徴収額の誤り、不必 要な源泉徴収	25	25
13			・請求書等の支出関係書類の紛失	0	0
14		不適切な収入事 務	・算定ミス等による収入金額の誤り	4	4
15			・口座振替データの誤りによる誤徴収	2	2
16			・督促状や納付書の発行誤り	5	5
17	財務会計調書の 不備	・金額誤り、日付誤り、決裁印漏れ、検収印 漏れ、請求印漏れ、添付書類不足、債権者 誤り、支払方法誤り、科目誤りなど	369	369	
18	財務会計調書の 作成遅延	・支出関係調書(支出負担行為決議書 等)、収入調書(調定決議書等)の作成遅 延、事後作成	23	23	

		その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	15	15
19	財産管理	現金等の不適切な管理	・現金、金券等の紛失	0	0
20			・現金の放置、現金引継の遅れ	0	0
21			・現金等の収受時の違算金の発生、つり銭誤り	1	1
22			備品・消耗品の不適切な管理	・備品類の破損・紛失、鍵の紛失など	5
23		施設・設備等の管理不備	・施設の管理不備による損害の発生、利用者への影響	3	3
24		公用車の不適切な管理	・公用車の事故	19	19
25			・毎月の運行点検・車検の未実施、運行日誌の未記入など	6	6
26		債権管理の不備	・債権の督促・回収の遅延・債権管理台帳の不備など	0	0
		その他	上記以外の不適正事項、任意設定事項	6	6
27	文書管理	公文書の不適切な管理	・起案文書、文書処理票の決裁印漏れ、合議漏れ、日付誤りなど	1	1
28			文書(財務会計調書、起案文書、各種受付書類、その他記録文書)の紛失、遺失、誤廃棄	2	2
			その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	0
29	服務	不十分な引継ぎ	・事務引継ぎ漏れ、不十分な引継ぎによる事務の遅れ	0	0
30		セキュリティの不備	・職員証の紛失	0	0
			その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	6
31	情報管理	情報の漏えい	・ID、パスワードの不正使用や漏えい	0	0
32			・マイナンバーの漏えい	0	0
33			・個人情報記載された書類の放置、紛失、遺失	0	0
34			・メール・ファックス・郵便等の送信・送付誤り	8	8
35		不適切な情報管理	・ホームページや広報、メール配信等の記載誤り	2	2
36		情報機器の不適切管理	・コンピュータウイルス感染	0	0
		その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	4	4
37	業務・事業執行	不適切な情報処理	・証明書等の発行誤り	14	14
38			・国県等関係機関への手続き(申請、届出、契約等)の漏れ、遅延	9	9
39			・予算計上漏れ、積算誤りによる予算の過不足の発生	2	2
40		業務管理の不備	・業務の停滞(未執行や大幅な遅れ等)の発生	5	5
			その他	・上記以外の不適正事項、任意設定事項	18
	合計			690	690

(プレス資料提供事案)

- ・市民税に係る納付書の表示漏れ等(税務課)
- ・市民へのメールの誤送信(幼児課)
- ・後期高齢者医療保険料に係る年金天引き額の誤り(保険年金課)

- ・固定資産税・都市計画税の課税誤り(税務課)
- ・公用車の車検及び自動車損害賠償責任保険期限切れ等(北部振興局建設課)
- ・窓口での説明誤りによる選挙権の喪失(選挙管理委員会事務局)

○重点12項目に関する不備の有無

	重点12項目			不備ありと自己評価した所属数		事務対象所属数
	大分類	中分類	小分類	整備面	運用面	
1	法令遵守	入札・契約事務	入札の中止・落札決定の取消し	4	5	58
2			契約書の不備	9	10	58
3			入札情報の漏えい			57
4		業務執行等	証明書等の発行誤り	5	9	55
5	情報管理	情報管理	個人情報情報の漏えい・紛失	6	7	59
6			コンピュータウイルス感染			59
7	財務規律の確保	補助金事務	補助金の交付誤り	5	2	43
8		収入・支出事務	支払の遅延			58
9	資産の保全	財産管理	施設管理の不備			51
10			債権者管理の不備	1	1	47
11			公用車の事故	15	20	59
12	効果的な職務執行	業務執行等	業務管理の不備による業務停滞	2	3	59

第5 総括

1 重大な不備に関する事項

評価対象期間中に発生した不備のうち、重大な不備の該当性について評価を行いました。

業務レベルの内部統制に関する事項について一部不備は見られたものの、プレス会見に至るような不備はなかったこと、指摘のあった不備が放置され繰り返し発生していたものではないこと、発覚後は直ちに対応策が講じられていること等から、ガイドラインに定める重大な不備の定義の例等を参考に判断した結果、重大な不備は該当なしと判断しました。

ただし、中には複数の市民に影響を及ぼした事案もあり、今年度確認された不備については、引き続き対応策の整備及び運用に取り組み、再発防止に努めてまいります。

【参考「重大な不備の定義」ガイドラインより抜粋】

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

2 総括

一部不適正な事務処理が生じているものの、各所属における内部統制の取組により、何らかの是正措置が取られていることから、令和3年度における内部統制制度は概ね有効に機能したと評価できますが、今回不備が認められた事項に関しては、次年度は、より精度を上げて対応策を実施する等して、再発防止に努めることが必要です。

また、現在は、発生した軽易な事務ミスや重大な不適正事案に対し同様の手法で対応策を講じていますが、一定基準のもとリスクのレベルを識別し、能率的に対応する仕組みを構築する等、内部統制の整備と運用に要する時間・コストと得られる便益(リスク発生に伴う損害及び労役の減少等)のバランスから制度を成熟させることも課題です。さらには、業務リスク管理に対する取組が一定定着してきたと評価できる一方、今後は一連の取組が形骸化することのないような工夫も求められます。

次年度も引き続き内部統制制度がより有効的に機能するよう、職員が一体となって取組を推進するとともに、監査委員とも連携を図りながら適正な財務事務の執行を図っていきます。

令和3年度

長浜市内部統制評価報告書審査意見書

長浜市監査委員

長 監 第 24 号
令和4年8月17日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市監査委員 大谷 巖
長浜市監査委員 中井 正彦
長浜市監査委員 西岡 末雄

令和3年度長浜市内部統制評価報告書の審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
同条第4項に指定する令和3年度長浜市内部統制評価報告書について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度長浜市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

「令和3年度長浜市内部統制評価報告書」

第2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度長浜市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査した。

第3 審査の実施内容

令和3年度長浜市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「長浜市監査基準」に準拠し、関係帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した定期監査等によって得られた知見に基づき審査を行った。

第4 審査の結果

令和3年度長浜市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第5 今後について

内部統制の運用については発生した事務事故等の原因を追究し、効果的な再発防止策を講じるとともに、根本的なミスが発生させない仕組みづくりに組織全体で取り組まなければならない。本年度は初年度であるため、重大な不備の考え方などの検討を重ねるとともに、継続的に見直しを行いながら制度の充実に努められたい。